

社会福祉法人 清和会

定 款

令和8年2月26日施行

社会福祉法人 清和会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社会福祉法人清和会という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所を長野県小諸市大字滝原257番地6に置く。

(目的)

第3条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム「菊の園」の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業（菊の園）

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

第2章 役員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事長とする。

3 理事長は、この法人を代表する。

(理事・監事の選任等)

第6条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれに類する他の職務を兼任することができない。

4 役員を選任に当たっては、理事のうちには各理事と、親族等特殊関係にある者が理事総数の3分の1を超えてはならない。各理事並びに当該理事と親族等特殊

の関係者が、3名を超えて含まれてはならない。監事のうちには、各役員と親族等特殊関係者が含まれてはならない。

(理事・監事の任期)

第7条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。
- 3 理事又は監事は、定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第8条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の職務及び権限)

第9条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する。対外的な業務執行するため、法人の代表権を有する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第10条 監事は、理事の職務執行の監査及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会に報告するものとする。
- 3 計算書類等の監査
- 4 理事会の招集請求
- 5 理事の行為の差止め請求(法人に著しい損害が生ずる恐れのあるとき)
- 6 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、前項に定めるほか、理事会及び評議員会に出席して報告・説明の義務
- 8 評議員会の議案等の調査・報告義務
- 9 善管注意義務

(報酬等)

第11条 理事・監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員報酬規程は別に定める。

- 2 理事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において定める。

第3章 理事会

(構成)

第12条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第13条 法人の業務執行の決定を行う。法律又は定款に定める評議員会の決定事項以外については、評議員会に諮る必要はない。なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事の職務執行の監督
- 3 理事長の選定及び解職
- 4 利益相反取引の承認
- 5 計算書類・事業報告の承認

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(種類及び開催)

第15条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(議長)

第16条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第17条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第18条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第19条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを省略できる。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第21条 この法人に、評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第22条 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

(任期)

第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第24条 評議員の報酬は、役員報酬規程に別に定める。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(開催)

第26条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第27条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(権限・決議)

第28条 評議員会は、次に掲げる運営に係る重要事項の議決を行う。

(1) 理事、監事の選任

- (2) 理事、監事の解任
- (3) 理事、監事の報酬等の決議
- (4) 理事等の責任の免除（全ての免除《総評議員の同意が必要》、一部の免除）
- (5) 役員報酬等基準の承認
- (6) 計算書類の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散の決議
- (9) 合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他法令及び定款で定めた事項

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、前項第2号（監事を解任する場合に限る。）、第4号、第7号、第8号及び第9号の事項の決議については、社会福祉法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない。

（議長）

第29条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

（決議の省略）

第30条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第31条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員から選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 委員会

（委員会）

第33条 この法人の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、評議員選任・

解任の委員会を設置する。

(目的)

第34条 中立的な選定委員会等の方法により、評議員の選任及び、解任を行うことを目的とする。

(委員の構成)

第35条 委員会は、外部委員3名の合計3名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第36条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬等)

第37条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第38条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(委員長を選任)

第39条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第40条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。

(評議員の選任)

第41条 委員会は、理事会から当法人の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当候補者と当法人及び役員等との関係

(4) 当候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第42条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を

行う。

(決議)

第43条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

(議事録)

第44条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 委員長及び出席委員は、議事録に記名押印する。

(補則)

第45条 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が指示する。

第7章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、施設長及び所要の職員を置く。
- 3 施設長は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 評議員会、理事会その他法令又はこの定款に定める機関の議事録その他議事録に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (8) 監査報告書
- (9) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (10) 事業の概要等を記載した書類
- (11) その他法令に定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるとともに、別に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第48条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する

- (1) 長野県小諸市大字滝原字下孫藤257番地6、同番地10、同番地15、字下三久保565番地4、同番地6所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺三階建特別養護老人ホーム 菊の園本館

建物

1階	735.21 m ²
2階	1,362.83 m ²
3階	1,354.25 m ²

(計 3,452.29 m²)

- (2) 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地1所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺二階建特別養護老人ホーム 菊の園別館

建物

1階	51.49 m ²
2階	930.71 m ²

(計 982.20 m²)

- (3) 長野県小諸市大字滝原257番地6、565番地1所在の菊の園敷地

ア 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地1	2,439.11 m ²
イ 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地4	1,070.34 m ²
ウ 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地12	36.80 m ²
エ 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地13	25.96 m ²
オ 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地19	10.34 m ²
カ 長野県小諸市大字滝原字下三久保565番地21	45.65 m ²
キ 長野県小諸市大字滝原字下孫藤257番6	2,059.24 m ²
ク 長野県小諸市大字滝原字下孫藤257番15	107.71 m ²

(計 5,795.15 m²)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第56条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第49条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議

員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第50条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画・収支予算）

第51条 この法人の事業計画、予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告・決算）

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第53条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第54条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第56条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、診療所の設置経営事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 解散及び合併

(解散)

第57条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 解散(合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第59条 合併しようとするときは、議決に加わることができる評議員総数の3分の2以上の同意を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第60条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、社会福祉法人清和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第62条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	清	水	一	功
理事	饗	場	幸	一郎
〃	井	出	文	雄
〃	金	井	景	人
〃	小	玉	聰	明
〃	清	水	忠	弘
〃	田	中	福	太郎
〃	寺	島	義	幸
〃	森	住	輝	雄
監事	荻	原	袈	裟宏
〃	西	澤	秀	男

附則

この定款は、平成7年10月1日から施行する。

この定款は、平成9年10月29日から施行する。

この定款は、平成12年4月1日から施行する。

この定款は、平成17年10月1日から施行する。

この定款は、平成19年5月7日から施行する。

この定款は、平成20年7月23日から施行する。

この定款は、平成22年11月9日から施行する。

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、平成29年6月29日から施行する。

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

この定款は、令和8年2月26日から施行する。